

児童虐待防止と地域の役割

講師：大阪市中央児童相談所 児童援護担当課長 古田 雅久

はじめに

本日ご参加いただいている皆さんは、児童虐待への関心や知識もお持ちかとは思いますが、改めて虐待について説明します。

これらの児童虐待は何故おこるのでしょうか。親自身がかつて虐待を受けていて、それが心的外傷（トラウマ）となり、わが子に虐待を加えるといった、生育歴に起因する場合があります。また、未熟な親が若年出産し、未熟なまま子育てするといったことが原因となる場合もあります。生活苦や家庭関係の不和などが原因となる場合もあります。さらには、子どもへの過度の期待から虐待に至るというケースもあります。

虐待を受けると、受けた子どもは後々まで様々な影響が出ます。身体の不調を訴えることはもちろん、学習面における知的遅れが出る場合もあります。自己抑制力が欠如するといったことも起こります。絶えず何かしら欲求不満の状態が続き、人と人との関係をうまく築けなくなることもあります。

今日は児童虐待の防止と地域の役割について話を進めていきたいと思えます。

1. 児童虐待の4種類

児童虐待には、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の4つの種類があります。

(1) 身体的虐待

まず、身体的虐待についてお話します。身体的虐待は、文字どおり身体に対する虐待ですが、日常的に子どもになぐる、けるといった暴力を加えることはもちろんですが、他にもいろいろなケースがあります。

母親の医療妨害（代理ミュンヒハウゼン症候群）で症状が悪化した子どもの事例を紹介します。その子は、発熱があり入院して治療していたのですが、熱がなかなか下がりません。いつまでも熱が下がらないので、主治医がおかしいということで気がついたのですが、母親が点滴の針をはずしていたのです。病院側と私たちとで協議をし、別の病院に転院させて、親から分離したほうが良いという結論になりました。児童相談所は、前はいろいろと子どもや保護者の話を聞くというやり方を中心に行ってききましたが、現在は、緊急的に職権で親と子どもを強制的に分離するというところも増えてきています。

この事例もこれにあたりますが、このケースの場合は、病院がうまく母親を外に出してくれ、その間に子どもを保護し、別の病院に入院させることができました。その後、保護者の行為が虐待であり、強制的に子どもを保護したことを告知しました。父親は、なぜ勝手にそんなことをするのかと強く反発しました。母親は、呆然として父親に寄り添って泣いているだけでした。子どもは、母親から離れても泣きませんでした。身長が平均よりも極端に小さく、発達段階は低レベルでした。このような場合も身体的虐待にあたります。

後日談ですが、最終的にはその子どもを施設に入所措置をし、両親には、カウンセリングを受けて

もらうことにしました。しかし、両親はあまり来られませんでした。一方、子どもは体重が増加してきて元気を取り戻したといった事例です。

また、日本では少ないですが、揺さぶられっ子症候群と呼ばれるケースがあります。ハイハイを始めたぐらいの幼児を揺さぶって、脳にダメージを与えてしまい、極端な場合は死亡させたりしてしまふことがあります。これは、アメリカでは事例が多いと報告されています。日本でも、乳幼児突然死症候群のなかにもこうしたものがあると言われてはいますが、今は、解剖して死因を調べることも行われ、解剖の結果、虐待が行われていたことがわかったという例もあります。

(2) 性的虐待

子どもに性的虐待を加える当事者は、弱い者を支配したいという欲求が強い人間が多いと言われてはいます。子どもを自分の思うままに扱ってしまいます。子どもは、相手が父親など自分の近親者なので、なかなか被害を訴え出ることができないということになってしまいがちです。

性的虐待は、被害を受けた子どもに与える影響は大変大きいものがあります。性的虐待を受けながら、成長すると、性的なことに対する関心が異常に高まったり、関わりを求めてくるという兆候を見せる例もあります。最近では、加害者、被害者ともに子どもという例や、男児が被害を受けるという例も増えてきています。

性的虐待がわかった場合には、できるだけ早く親と子どもを分離させる必要があり、緊急に一時保護をします。その上で、子どもに帰宅するかどうかの意志を確認します。最近では、子どもが親を訴えるというケースも出てきています。

(3) ネグレクト

ネグレクトというのは、不適切な養育という意味で、親の責任としてやらなければならない養育、看護を怠っているということです。食事やミルクを与えない、下着や衣服を着替えさせず不潔なまま学校に登校させるといったことが、ネグレクトにあたります。乳幼児の場合は、ネグレクトが続くと死亡してしまうなど、問題が大きいです。このような例をお聞きになったら、すぐに児童相談所などに通報してください。

(4) 心理的虐待

心理的虐待は、いじめに近いものと思ってください。兄弟姉妹で、上の子どもだけを特にかわいがったり、下の子どもだけをかわいがったりする場合はこれにあたります。言葉で脅したり、心を傷つけたりするような態度をとるといった場合も、心理的虐待にあたります。心理的虐待が続くと、その子どもが親になったときに、今度は自分が虐待をする側になってしまうということもあります。

2. 児童虐待の原因と影響

児童虐待の4つの種類について簡単に説明しました。さて、この児童虐待がどんなことが原因で起こるかということについてお話したいと思います。

まず、第一に自分が虐待を受けた経験があるということがあげられます。また、精神的な疾患がある場合や、アルコール依存など病的な原因がある場合もあります。20歳以前で出産し、子どもの育て方がわからないということで、虐待に陥ってしまうこともあります。昔は、親族や地域が共同で子

育てをしてきたということがありましたが、地域のコミュニティ意識が弱まっている昨今、子育ての環境は厳しくなっていると云々を言えません。

また、経済状況も厳しくなっており、生活苦から、夫婦関係や家族関係の不和などが起こり、ストレスがたまったり、社会的に孤立して虐待をしてしまうということもあります。さらに、自分ができなかったことを子どもに過剰に期待して、それができないと云々虐待するといったこともありますし、望まない子どもだからと云々ということが原因となることもあります。

次に、虐待された子どもが後々どのような影響を受けるのかについてですが、身体的な外傷ということはもちろんありますが、低身長や低体重になったり、反対に肥満したりすることや、夜尿がなかなか直らないということもあります。また、言葉の遅れが出たり、学習が遅滞したりといったことも起こりますし、成人しても、自分の感情をコントロールできないと云々ように心理的な面や情緒面で影響が現れたり、対人関係にも問題が出てくる場合があります。欲求が満たされない状態が続くので、慢性的な欲求不満の状況になり、摂食や過食になったり、自傷行為をしたりする場合があります。

3. 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）の施行と大阪市の取り組み

（1）児童虐待防止法の施行

「児童虐待防止法」が平成12年11月に成立しました。それまでは、憲法制定と同じ昭和22年にできた「児童福祉法」に基づいて取り組まれてきました。「児童福祉法」には、「すべての国民は、心身ともに健やかに生まれ、かつ、成育されるように努めなければならない」という理念が掲げられています。昭和26年には、「児童憲章」が策定されました。そこには、「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる」と、理念としてすばらしいことが述べられています。平成元年には、国連で「児童の権利に関する条約」が批准されました。日本が批准したのは平成6年です。この条約の中で重視されていることは「子どもの最善の利益の確保」です。

大阪市ではどうかと言いますと、子どものたくましく生きる力や創造力の伸長、健全育成を図ることを目的に、平成10年に「なにわっすくすくプラン 大阪市児童育成計画」を策定して、さまざまな取り組みを進めてきています。このような状況の中、平成12年に「児童虐待防止法」が制定されたわけですが、次に、この法律の重要なポイントについてお話ししたいと思います。

皆さんの中には、「しつけのために、子どもをたたいたりすることも虐待なのか。」と疑問に思われる方もおられるかもしれません。児童虐待の問題の一つがここにあります。親によるしつけか、児童虐待かの判断はなかなか外部から見てわかるものではありません。このため、見過ごされ発見が遅れることが多いのです。児童虐待防止法では、親権を行うという名目で暴行罪、傷害罪その他の犯罪についてその責任を免れるものではないとしています（同法14条）。たとえ、親権を振りかざしても虐待を正当化できないことが法的に明確になったわけです。

虐待はしつけとの区別がつきにくく、人目を避けて行われがちのため、DV（ドメスティックバイオレンス）と同様、悲惨な結果が生じてはじめて実態が明らかになることが多いという特徴があります。表面化することなく、子どもが著しい被害を被ってしまうことを防がねばなりません。児童虐待防止法は、子どもに接する機会の多い職種の人々（学校の教職員や施設の職員、医師や保健師をはじめとした関係者など）に早期発見の努力を促すとともに、国民一般にも児童虐待を発見した場合に通告すべき義務を課しています（同法5～7条）。この件については、関係者だけでなく、地域の方にも

相当浸透してきており、子どもの泣き声を聞かれた方が、児童相談所に通報したり、警察に連絡されたりということが増えてきています。

児童虐待が発見された場合は、真っ先に子どもの保護を図る必要があります。その上で、虐待の実態を調査する必要があります。そこで、児童虐待防止法では「虐待が行われているおそれ」があれば、通告・送致を受けた児童相談所長が、子どもを一時的に保護できること（同法9条）、場合によっては警察官の援助を求めることができること（同法10条）が規定されました。

被害児童を守るだけでなく、子育てが未熟な保護者や身勝手な保護者への指導も虐待防止には欠かせません。児童虐待防止法では、児童虐待を行った保護者は、児童相談所の指導を受けなければならないとされています（同法11条1項）。

（2）大阪市の児童虐待への取り組み

先ほども、少しふれましたように、大阪市では平成10年に「児童育成計画」を策定しました。平成12年には、民生局（現：健康福祉局）、教育委員会、市民局、環境保健局（現：健康福祉局）で、児童虐待問題プロジェクトチームを編成しました。その中で、児童虐待の実態を把握するため、関係機関の協力を得て実態調査をしました。

平成11年度、児童相談所をはじめとして、保育所、保健センター、学校、各区役所の家庭児童相談室に來られた件数も含めて569名（家庭数は472）の調査を実施しました。569名の内、児童が施設や祖父母等の親族のところへ行くなどして、最終的に親子分離になったケースの割合は2割で、残りの8割は在宅となっていました。また、虐待の自覚について、自ら虐待を認める保護者は全体の4分の1程度でした。この調査から、児童虐待については、児童本人への援助だけでなく保護者への対応や関係機関との連絡・調整が課題となり、組織的に対応していくことが必要だということが明確になりました。関係諸機関や諸団体がネットワークを構築して対応していくことが、本市の児童虐待防止にむけての基本になったと言えます。

児童相談所への児童虐待に関する相談件数は、平成10年度以降、うなぎのぼりに増加し、昨年度は518件ありました。全国では約24,000件ありました。先ほどお話しした4種類別で見ますと、518件のうち身体的虐待が45.6%で一番多く、次いでネグレクトが43.4%、後、心理的虐待、性的虐待となっています。ネグレクトの割合が増加してきて、心理的虐待が減ってきているのが最近の傾向です。

虐待ケースの受理経路を見ても、学校関係、家族、福祉事務所（現在は、支援運営課、地域保健福祉課）の割合が高いですが、これは全国的に似かよった傾向です。大阪では警察からの割合が高い傾向にあります。虐待の実行者は、母親が7割を占めています。次に、実父、異父、その他の順になっています。日本では、まだ子育ては母親が担っている家庭が多いため、それで母親が多いのです。被虐待児童の年齢を見ると、就学前の子どもが約5割に達していますが、中学生や高校生になっても虐待を受けるというケースもあります。

本市の児童虐待防止にかかる施策は、今、ご紹介した実態調査の結果をふまえ、予算要求に反映するなど、取り組みを進めてきていましたが、本格的な取り組みは平成13年度からです。

平成13年度には、児童相談所の体制強化を中心に取り組みました。その一つが、虐待対策班の設置です。それまでは、虐待については地区担当者を置いていたのですが、対応などに手間取るということもあり、4名2班体制で独立した対策担当を作りました。二つ目が、24時間通報体制の整備で

す。児童相談所には一時保護所があり24時間稼動していますが、ずっと電話を受けるということはしていなかったのですが、夜7時30分までは児童相談所で対応し、その後は淀川区にある養護施設「博愛社」に児童家庭支援センターを設け、そこで電話相談を受ける体制を整備し、24時間電話を受けられるようにしました。三つ目ですが、最近の虐待の事案では法的な対応が必要になることも多いことから、弁護士との協働による法的な対応の強化を図りました。弁護士と連携をとり、保護者の親権問題等に弁護士に関わってもらう体制をとっています。四つ目としては、保護者に対する心理治療も必要なことから、カウンセリングを実施しているということです。五つ目は、児童相談所の保安体制を強化したということです。児童相談所に一時保護した子どもを保護者が奪還にきて、騒ぎになるということがあったので、そういったことを防ぐためにガードマンを配置したことです。

また、平成14年度には、区役所レベルの充実を図り、区役所に児童虐待対策の部署をつくりました。これまで、区役所では保育所の入所に関わることや児童扶養手当の支給にかかわることなど、事務的なことには対応してきたのですが、新たに児童虐待とDVを担当する主査を24区に配置しました。この担当主査は、区における児童虐待の相談と受理、および調査や家庭訪問も行います。また、児童委員をはじめ、地域の関係諸団体との連携などを通して、児童虐待防止対策を行っています。

(3) 児童虐待防止のネットワーク

大阪市では、児童虐待に対応するためのメインネットワークとして、大阪市児童虐待防止連絡会議を平成14年3月に立ち上げ、現在まで3回開催しています。この連絡会議は、行政機関から健康福祉局、教育委員会、市民局の関係部局が、また、関係機関として大阪府警本部、弁護士会、医師会などにも入ってもらうとともに、民間のNPO法人児童虐待防止協会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員連盟、私立保育園連盟、私立幼稚園連合会などにも加わってもらっています。教育、医療、保健、司法などの関係者も含めて40数名で構成されています。

区においては、先ほどご説明した児童虐待の担当主査を中心として、虐待防止連絡会議を24区で立ち上げました。また、区の連絡会議では3つの実務者レベルの会議を行っています。一つ目が、事例検討会です。年間を通じてさまざまな事例の検討を行っています。二つ目は、緊急ケース会議です。児童虐待は早期の対応が必要なことから、緊急な状況にあるときに児童を家庭から分離するのか、もう少し見守るのか等の判断をするのがこの会議です。三つ目が、サポート会議です。在宅指導が必要な子どもや、施設を退所した後も継続的にケア・マネジメントをして、児童を見守っていくことがこの会議の役割です。

各区において、今述べましたように、児童虐待の防止に向けてさまざまな取り組みをしています。はぐくみネットの皆さんも区のネットワークと連携していただき、啓発活動や援助活動、子育ての支援の取り組みをお願いしたいと思います。

また、このような区のネットワーク体制のなかに、現在区に一人、訪問型のボランティアである“子ども家庭支援員”がいます。この“子ども家庭支援員”は、見守りが必要な家庭に定期的訪問し、相談などの支援を行います。PTAの役員の方や、保育士・保護司の資格をもつ方などに、研修を受けていただいて、今年の1月から訪問指導を行っています。今後、もう少し増員していきたいと考えていますが、財政的な面も含めて検討課題であります。

(4) 児童福祉施設等について

ここで、子どもを預かる児童福祉施設についても紹介しておきたいと思います。児童相談所で子どもを母子分離すると決定したときには、里親に委託するか、施設に收容するかのどちらかになります。施設には、2歳以上18歳までの子どもを預かる児童養護施設、2歳までの子どもを預かる乳幼児、非行のあった子どもで生活指導を必要とする子どもを、自然豊かな環境のもとで預かる児童自立支援施設（大阪では高槻市の阿武山というところにあります）、その他、西区の阿波座に情緒障害児短期治療施設があります。

施設に預かるのではなく、子どもにとって家庭的な関係の中で養育するのがいいと判断したときには、里親に委託することもあります。里親にもいくつか種類があります。戸籍はそのままにしておいて一定期間子どもを預かる「養育里親」、または、養子縁組を前提として子どもを育てる「養子里親」があります。昨年度からは、虐待を受けた子どもを専門に預かる「専門里親」もお願いしています。また、祖父母など親族が里親となる「親族里親」もあります。

現在、児童養護施設に入っている子どものなかには虐待を受けた子どもが多くなってきており、処遇が難しくなっているという声を現場からよく聞きます。心の傷が深く、心理的な療法を用いなければならぬということも多く、施設に入ってもなかなかうまくいかないというケースも増えてきています。私も施設で指導員をしていましたが、そのときの経験では、施設に入っている子は他の子どもに面会があると、とたんに機嫌が悪くなってしまいうことも多くありました。また、正月などにも外泊できないで施設に残る子どもは、さびしうでした。やはり、子どもは温かい家庭を求めているんだと感じました。そういう意味で、現在、国は里親制度の拡充や施設を家庭的な雰囲気を持つ小規模なものにしようという考えになってきています。

児童虐待の防止には、乳幼児の時期が大切であると言われていています。そのため、1歳半と3歳の乳幼児の検診に来ない子どものフォローをするようにしています。大阪市は機構改革で保健センターが区役所の中に入り、保健師が地域保健福祉課の地域活動係に配置され、検診未受診の子どもに家庭には訪問指導を行っています。また、生活保護を受けている家庭の子どもが、生活の困窮からネグレクトにいたるケースも多いことから、そういった面にも注意を払う必要があります。

警察との連携についてですが、現在、府警にもチャイルド・レスキュー110番というものがあって、児童相談所と同じように24時間体制をとっています。昨年度、大阪府で子どもが虐待で死亡した事例は6件ありました。死亡に至らない場合であっても、難しいケースについては連携をとって、子どもを緊急に一時保護する場合など、立ち会ってもらう事例も多くあります。

次に、個人情報の保護の問題について少し触れたいと思います。以前は、保護者に無断で子どもの個人情報やプライバシーに関わる部分を教えたとわかると後で問題になるということから、学校園は、なかなか情報を提供してくれませんでした。それが、今年児童虐待防止法の改正時にあたり、「個人情報の保護」より「命」の方を優先するという判断に立つようになり、情報の取り扱いが変わってくると思われます。

4. 今後の課題

先ほどもふれましたが、児童の虐待の防止には地域の方々の協力が大変重要になります。大阪市では、天神橋筋6丁目に「子育ていろいろセンター」を設け、子育て相談を行ったり、「子育て便利帳」を発行したり、さまざまな講座を開催したりしていますので、活用していただければと思います。また、最近ではインターネットを活用しての子育て支援の事業も推進していますので、あわせてよろし

くお願いします。

今後の課題ですが、少子化で子どもの数が減っているのに、児童相談件数は増加しており、実際に子どもが虐待にあう件数も増えています。それに対して、施設の数がまだまだ不十分であり、受け入れ体制のさらなる充実が求められていると思います。現在、児童相談所は市内には平野区の喜連にしきありませんが、区役所などにもっと相談機能が取り入れられ、身近なところで迅速に対処していくことが重要だと考えています。

児童虐待を受けた子どもで、施設に入所させるのは2割と申し上げましたが、8割の子どもは地域で生活をしていくわけです。それゆえ、地域でのネットワークは非常に大切です。「はぐくみネット」に関わっていただいている皆さんにも、ぜひ理解していただいて、児童虐待の予防・発見などご協力いただきたいと思います。よろしくお願いします。